**運搬物について：**

**全ての運搬物は、OBL上で、『中古所持品・家財道具』と記入してください。AWL上では、『中所持品のみ』と記入してください。AWL上では、『家財道具』と記入しないでください。サレンダードOBLで無い限り、OBLの原本が必要です。**

**上記のルールに従わないと、税関手続きが非常に遅れ、高額の輸入税が請求される可能性があります。**

**移送物**

**必要書類：**

荷送人は以下の書類を提出してください：

 • パスポート

 • 一時渡航ビザまたは居住ビザ（１年有効）

 • １年有効の就労許可証（該当するならば）

日本の業者は以下の書類を提出してください：

 • パッキングリストのコピー（２枚）

 • OBLまたはAWL（原本）

 • OBLまたはAWL上で、『中古所持品』と記入してください。

**税関規定：**

 • １回の運搬ならば、中古所持品・家財道具の持ち込みに関税はかかりません。

 • 使用期間が６か月未満の家財道具の持ち込みには関税がかかります。

 • 運搬物は、荷送人が到着する１ヶ月前又は、到着してから６ヶ月以降に輸入国に到着してはいけません。

 • 荷送人は直接税関に出向く必要はありませんが、荷送人のオリジナルパスポートは必ず税関に提出されなくてはなりません。

 • １２ヶ月以上海外に滞在したタイ人帰国者は、免税の対象になります。

 •

１年有効就労許可所持者とタイ人帰国者は、次の事項に該当しない限り免税対象外になります。

 • 運搬物は、所持者が最後に住んでいたまたは働いていた国から発送されなくてはなりません。

 • 運搬物は、所持者がタイに入国または帰国する１ヶ月前に到着してはなりません。

 • 運搬物は、所持者がタイに入国または帰国してから６ヶ月以降に到着してはなりません。

 • タイの税関は、海上運搬または小さい貨物の空上運搬を、１回のみ許可します。

 • 中古品のみ許可されています。

 • １種類の電化製品に月１品のみ無税で持ち込めます。

**自動車 （車・オートバイ）**

**必要書類：**

 • 海外の自動車登録証

 • 自動車免許証（輸出国の）

 • B/L（原本）

 • 輸入許可証（自動車がタイに運搬される前に用意してください）

 • オリジナルパスポートと１年有効の就労許可証

 • 車検証（原本）

 • 婚姻証明証（タイ人の配偶者がいて、Oビザ所持者でない場合）

 • 書類が英語で書かれていない場合、認証された英訳を提出してください。

**税関規定：**

自動車は、中古であろうが新品であろうが有税です。

 • 2400cc未満の車に課される税金は、CIF価格の228%です。

 • 2400cc以上の車に課される税金は、CIF価格の265%です。

 • 3000cc以上の車に課される税金は、CFI価格の328%です。

 • オートバイに課される税金は、CFI価格の95％です。

 • 外交官のみ免税の対象となります。

**備考：**

 • 自動車は、運搬前に商工省から輸入許可を得ない限り、タイに持ち込むことは出来ません。

 • 海外のパスポートを所持する方だと、輸入許可を得るのはとても難しいです。

 • 自動車登録証は、自動車の所有期間が１年半以上だと記していなくてはなりません。

 • 輸出国で取得した自動車免許証は、自動車所有者が輸入する自動車を１年以上所有していたことを証明しなくてはなりません。

**その他の自動車（バイク・水上乗物）**

**必要書類：**

 • 購入時の領収書・納品書

 • 送る前に業者に相談してください。

**税関規定：**

 • バイクに課される税金は、CFI価格の49.80%です。

 • 水上乗物は、輸入税と関税の対象です。